

課金除外審査基準

ご不明な点等がございましたら、何なりとご質問ください。

1. 一度も連絡がつかない

応募者に対して電話、メール両方の手段において掲載企業様ならび弊社の双方で**一度も連絡がつかない**。

2. 悪意のある不正応募

名前や住所、プロフィールが明らかに不自然で、**悪意のある不正応募**であると判断できる。

例)

氏名が「あああ」等、不自然な場合。

電話番号が「00-0000-0000」等、不自然な場合。

明らかに通勤不可能な地域からの応募している場合。※内定時の引越しを前提とした応募は該当しません。

現実に存在しない住所・名称の記載している場合。

個人ではない、法人やそれに類似する団体からの応募であると履歴書上判断できる場合。

3. 応募資格に該当しない

下記4項目いずれかに該当する。

- ① 応募資格欄に**年齢の制限**を設けているにもかかわらず要件に該当しない方からの応募である。
※雇用対策法施行規則第1条の3第1項の例外事由に則った表記をしている場合のみ。
- ② 応募資格欄に**性別の指定**をしているにもかかわらず要件に該当しない方からの応募である。
※男女雇用機会均等法に則った表記をしている場合のみ。
- ③ 応募資格欄に**国籍の指定**をしているにもかかわらず該当しない国籍の方からの応募である。
- ④ 応募資格欄に「**学生不可**」または「**新卒不可**」と書いているにもかかわらず履歴書に在学中である事が判断できる記載がある応募である

4. 72時間以内に申請

1～3に該当する応募があった時点より**72時間以内**に会員企業様が課金除外申請を行った場合とする。

×非承認の例

- ・スカウト機能ご利用による、連絡先公開は原則として課金除外はできません
- ・応募資格に設定した応募資格を満たしていない(スキル、経験など)
- ・応募後に連絡は取れたが、辞退された
- ・面接日を設定したのにも関わらず、面接に現れなかった
- ・連絡後、求職者との条件が折り合わない(例:勤務時間、勤務地、給与、待遇など)
- ・応募意志はあるようだが、学歴・職歴・自己PRが簡易な内容で必要な情報が不足している